

都道府県ライフセービング協会
JLA加盟ライフセービングクラブ
ライフセーバー 各位

JLAメディカルダイレクター
JLA溺水防止救助救命本部
JLAアカデミー本部

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後の ライフセーバーの水浴場監視救護活動ガイドライン 2020

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言解除後において、水浴場等で監視救助活動を行う場合は、水辺利用者ならびにライフセーバー自身の安全を確保するために、本ガイドラインに沿って活動してください。

記

1. ガイドラインの趣旨

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後における海岸、海水浴場、プール等の水辺における監視救助活動は、緊急事態宣言解除後であっても感染症患者及び感染症疑い傷病者との接触が想定されます。本ガイドラインは、監視救助活動に関する行動要領、感染防止対策等を示すことで、水辺利用者ならびにライフセーバーの安全確保に万全を期すものです。本ガイドラインは、特定警戒都道府県内だけでなく、全国の水浴場を対象とします。

2. 感染予防策の強化

- (1) 感染症患者及び感染症の疑いがある傷病者*との接触が想定されることから、水浴場での監視救助活動の安全性をより高めるために、感染予防策として、サージカルマスク、ディスポーザブル手袋、目の保護具（サングラス、ゴーグル等）の着用を基本とし、活動内容に応じて適切な感染予防を行ってください（別記1～4参照）。
- (2) ライフセーバー間、ライフセーバーと水辺利用者（要救助者、傷病者）間の距離は、常に2 m程度確保し、監視本部や救護所内での活動では密閉、密集、密接を回避し、換気を心掛けてください。
- (3) 活動中はこまめにうがいや手洗い、消毒を適切に行い、ライフセーバー自身が感染するなど、感染媒体とならぬよう、感染予防を徹底してください。

* 感染症患者及び感染症の疑いがある傷病者の症状；発熱，呼吸困難，倦怠感，味覚・嗅覚障害等

3. 監視救助活動に対する行動要領

- (1) 別記 1 から 4 のとおり対応してください。
- (2) 心肺停止傷病者に対して、胸骨圧迫のみで心肺蘇生を行うことを基本とします（ハンズオンリーCPR）。人工呼吸は行いません。胸骨圧迫前に傷病者の口と鼻を衣類やタオル等で覆い、極力エアロゾルの拡散を防いでください。 サージカルマスクも有効ですが、傷病者への着用の際の感染防止に十分注意してください。
- (3) 次の場合には、心肺停止傷病者に対して、胸骨圧迫と人工呼吸による心肺蘇生を行えるものとします（4 ページ，図-1 参照）。
 - ・低リスクの心肺蘇生であること。
 - ・心肺停止傷病者が小児（おおむね 15 歳以下）であること。

この場合の人工呼吸は以下の方法で行ってください。

- ・マウス to マスクによる人工呼吸（フィルター付きポケットマスクと頭部ストラップを使用）
- ・2 人のレスキューーによる HEPA フィルターを用いた BVM による人工呼吸

いずれの方法もマスクフィットを確実に行ってください。ポケットマスクのフィルターと一方向弁のパーツは再利用せず毎回廃棄してください（5 ページ，図-2 参照）。バックバルブマスクによる人工呼吸は、JLA では取り扱いに熟練した者が 2 名以上いる場合に限りその使用を推奨しています。熟練者が 2 名以上いない場合はポケットマスクを用いた人工呼吸を行ってください。なお、これらの方法で人工呼吸を行えない場合は、胸骨圧迫のみで心肺蘇生を行ってください。

- (4) 要救助者や傷病者の家族、近しい友人等に新型コロナウイルス感染症の疑いがある人がいるか確認してください。CPR を実施する場合は、開始前に傷病者の関係者に確認してください。後日、要救助者や傷病者に新型コロナウイルス感染症の疑いがでた場合は、ライフセーバー（監視本部）に連絡するよう依頼してください。
- (5) 救急搬送する傷病者が新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、119 番通報時に新型コロナウイルス感染症の疑いがある傷病者であることを確実に伝達してください。
- (6) 病院搬送後の傷病者が新型コロナウイルス感染症であることが判明した場合は、医療機関からライフセーバー（監視本部）に連絡をもらえる体制を整えてください。
- (7) ライフセーバーが接触した要救助者、傷病者が、新型コロナウイルス感染症の疑いのあることが判明した場合は、ライフセーバーも疑似症患者として取り扱われる可能性もあることから、直ちに最寄りの保健所等に連絡するとともに、遅延なく地方自治体や雇用者などに報告し、その後の対応について連携してください。また、新型コロナウイルス感染症は、JLA 認定ライフセーバー資格登録者に付帯される感染見舞金補償保険の補償対象になります。JLA 事務局、所属する都道府県協会に速やかに連絡してください。

4. 資器材等の消毒

- (1) 平時からライフセーバーの管理する資器材は、使用後に消毒など必要な管理をされていると思いますが、各資器材の使用後の消毒方法は、すべての事案において別記 1 から 2 に準じるとともに、消毒未実施がないようライフセーバー相互に確認し、確実な使用後の消毒等を推奨します。

- (2) 救助救護活動で接触した傷病者が、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合（後日判明した場合も含む）には、雇用行政などに報告するとともに、最寄りの保健所に連絡し、救護所施設及び各資器材の消毒などについて相談してください。
- (3) 次亜塩素酸ナトリウムは入手しやすい消毒液ですが、金属には適さないため、金属部分の消毒は消毒用エタノールが有効です。必要に応じて県や市町村などに相談して準備してください。

5. 健康管理

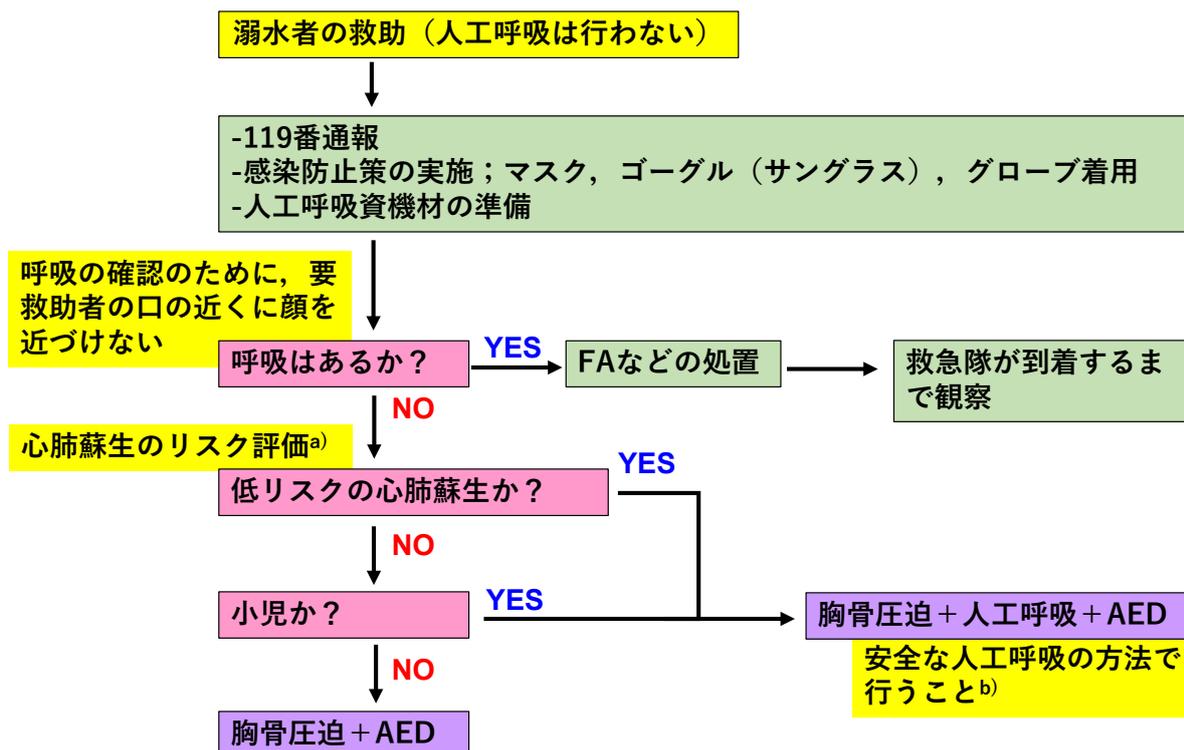
- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者を扱ったことが判明した場合は、各所属するクラブが、保健所等の指示や助言を得ながら、対応したライフセーバーの健康管理を徹底してください。
- (2) 監視救助活動中は、特に免疫力の低下を防止するため、十分な睡眠などライフセーバーの健康管理を徹底してください。
- (3) 風邪の症状や発熱がある場合は活動を止め、休んでください。発熱が数日続く、倦怠感や呼吸困難、嗅覚・味覚障害等の症状がでた場合は、直ちにライフセービング活動を止め、最寄りの医療機関や保健所等に相談してください。

6. 留意事項

- (1) 要救助者や傷病者に接触する際は、活動中に目の防護具、サージカルマスク、ディスポーザブル手袋等を誤って離脱することのないよう留意してください。
- (2) 飛沫暴露含む、体液などが付着したユニフォーム、目の防護具、サージカルマスク、ディスポーザブル手袋等の離脱時は感染暴露する事象を起こしやすいことから、十分に注意して実施してください。
- (3) マスク着用での監視救助活動では、熱中症に十分注意してください。人が少なく砂浜など開放されている場所においてはマスクを着用しなくても構いません。
- (4) 有事が発生してしまった活動現場などにおいて、ライフセーバーの会話などから、関係者から知り得た情報が第三者に漏れることのないようプライバシーの保護を含め情報管理の徹底を図ってください。
- (5) 新型コロナウイルスに関する一般相談があった場合は、新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口（新型コロナコールセンター）や最寄りの保健所に連絡するよう案内してください。

7. その他

- (1) 必要な感染防止物資（サージカルマスク、ディスポーザブル手袋、消毒液など）の確保について、予め県や市町村、海水浴場開設者、雇用元などに相談してください。
- (2) 傷病者が新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合の対応について、予め救急隊、地域の医療機関と協議しておくことを推奨します。
- (3) 活動にあたり、ライフセーバー本人の同意（未成年者を含む学生が活動する場合は保護者、必要に応じて学校の同意）を得てください。
- (4) 活動期間中に宿舎を使う場合は、こまめな手洗いやうがい、消毒、マスク着用、部屋割りの細分化、定期的な換気等、3密（密集、密閉、密接）を避けるよう徹底してください。
- (5) 本ガイドラインは社会情勢の変化により、適宜修正を行っていきます。



a) 低リスクの心肺蘇生

- ① 十分な感染防止策が準備できている
 - ② 安全な人工呼吸が行える
 - ③ さらに以下の1つ以上に当てはまる
 - 感染者のスクリーニングができている地域^{*1}であること
 - 罹患率が低い地域^{*2}であること
 - ライフセーバーが低リスクであること（健康で若いライフセーバーによるCPR）
- *1 感染者のスクリーニングができている地域とは，感染者の隔離ができていない地域を意味します。活動する地域の実態を確認してください。
- *2 罹患率が低い地域とは，感染者が少ない地域を意味します。政府や地方自治体からの情報など，活動する地域の実態を確認してください。

b) 安全な人工呼吸の方法

- ① マウスtoマスク^{*3}による人工呼吸（フィルター付きポケットマスク^{*4}と頭部ストラップを使用）
 - ② 2人のレスキューヤーによるHEPAフィルターを用いたBVM^{*3}による人工呼吸
- *3 マスクフィットを確実に行ってください。
- *4 Laerdal製ポケットマスク（No. 82000605）には，救護者を細菌やウイルスの感染から守るために，ウイルスや細菌に対する有効性が99%のフィルター [Technostat T-150(+)/15] が付いています。使用後のフィルターは破棄し，一方向弁とともに新しいフィルターに交換してください。

図-1 Covid-19 感染危機下における CPR アルゴリズム

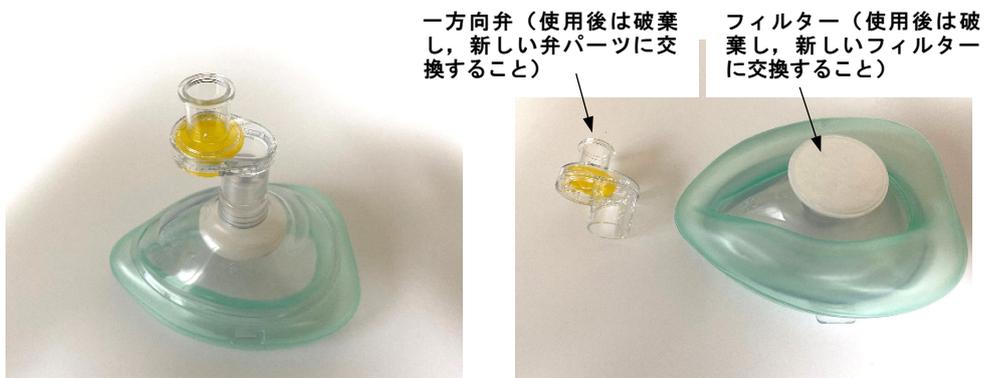


図-2 ポケットマスクのフィルターと一方向弁

問合せ先

公益財団法人日本ライフセービング協会 事務局

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-1-18 トップスビル 1F 担当 中山, 佐藤

TEL 03-3459-1445 FAX 03-3459-1446

e-mail info@jla.gr.jp

別記1 監視活動

監視活動中の行動要領を以下に示します。

基本	<ul style="list-style-type: none">・活動する地域の新型コロナウイルス感染症の関連情報を収集し、継続的に活動可否の判断を行ってください。・活動中はこまめにうがいや手洗い、消毒を適切に行い、ライフセーバー自身が感染するなど、感染媒体とならぬよう、感染予防を徹底してください。
活動開始	<ul style="list-style-type: none">・1日の監視活動を開始するにあたり、ライフセーバーは手をよく洗い、体温を確認し、十分な体調管理を行ってください。・発熱がある場合や、本人の主訴に倦怠感等が起きた場合、呼吸困難、嗅覚・味覚障害等の症状がでた場合は、直ちにライフセービング活動を止め、最寄りの医療機関や保健所等に相談してください。・新型コロナウイルス感染症対策として、必要に応じて設備、資器材の消毒※1を行ってください。
監視本部	<ul style="list-style-type: none">・監視本部内及び救護所では、ライフセーバー間での感染防止のためサージカルマスクを着用してください。・監視本部内及び救護所が密閉されている場合は、窓を開け、換気扇等を使用して、常時、室内の換気を行ってください。
監視台	<ul style="list-style-type: none">・水辺利用者との接触頻度が高いと考えられるため、サージカルマスク、目の保護具（サングラス）を着用してください。ディスポーザブル手袋を携行し、遊泳客との接触など必要な時に着用してください。また、海水浴場として開設されている場合で、人が少なく砂浜など開放されている場所においては、マスクを着用しなくても構いません。・監視台には最小人数の配置とし、ライフセーバー間の距離を2 m程度保ってください。・監視台にスペースがある場合でも、監視台上には1名とすることを推奨します（他のライフセーバーは監視台下に配置）。
パトロール	<ul style="list-style-type: none">・利用者との接触頻度が高いと考えられるため、サージカルマスク、ディスポーザブル手袋、目の保護具（サングラス）を着用してください。・最小人数で実施してください。・パトロール中のライフセーバー間の距離を2 m保ってください。
活動終了	<ul style="list-style-type: none">・1日の監視活動を終了するにあたり、各ライフセーバーの体温を確認し、十分な体調管理を行ってください。・新型コロナウイルス感染症対策として、必要に応じて設備、資器材の消毒※1を行ってください。

※1 消毒；設備や各資器材の消毒は、金属部分については消毒用エタノールで清拭し、その他の部分については次亜塩素酸ナトリウム0.05%（汚染部分は0.5%）で清拭する。

別記2 救助活動

救助活動中の行動要領を以下に示します。

2-1 Preventive Action 意識のある要救助者の救助

基本	<ul style="list-style-type: none">・可能な限り要救助者との直接的な接触は避けてください。・要救助者に接触後に飛沫が直接顔にかかるのを防止するため、ウェット生地 のフェイスカバー（マスク）等を携行し、要救助者に接近したら着用する ことを推奨します。また、必要に応じて目の保護具（スイムゴーグル）を着用 してください。
ボード レスキュー	<ul style="list-style-type: none">・要救助者に接近したら、ライフセーバーはボード中央よりテール側に座し、 ノーズ側のストラップに要救助者を捕まらせる等して、要救助者との距離を 十分とってください。・要救助者が自らの力で浜に帰還できる場合は、ライフセーバーは要救助者の 風上側に2 m程度離れて付き添いながら浜に戻ってください。・波が静穏で、要救助者が浮力体を身につけている場合は、ボードのテール側 に結び付けたロープで牽引して浜に戻ってください。・波が高い場合は、通常通り、ボードの上に要救助者を乗せて浜に戻ってくだ さい。・浜に到着後、要救助者とともに監視本部へ向かう際は、要救助者との距離を 十分とってください。
チューブ レスキュー	<ul style="list-style-type: none">・要救助者に接近したら、要救助者との距離を十分とってチューブを要救助者 に渡してください。・要救助者の背後からアプローチして金具を留め、通常通り、チューブで要救 助者を引っ張って浜に戻ってください。・浜に到着後、要救助者とともに監視本部へ向かう際は、要救助者との距離を 十分とってください。
IRB レスキ ュー	<ul style="list-style-type: none">・IRB上のドライバー、クルーと要救助者との間隔を十分とるように留意して ください。
PWC レスキ ュー	<ul style="list-style-type: none">・意識あり要救助者のセカンドシートへの乗船は避け、スレッドに捕まらせて 搬送してください。
引継ぎ	<ul style="list-style-type: none">・浜に到着後、要救助者の搬送等が必要な場合は、浜に待機しているライフセ ーバーが対応してください（救助後のレスキューアークは呼吸が荒いため）。・待機のライフセーバーは、サージカルマスク、ディスポーザブル手袋、目の 防護具（サングラス、ゴーグル等）を着用してください。・要救助者にサージカルマスクを着用させてください。・関係者に依頼する場合は、サージカルマスク、ディスポーザブル手袋を渡し 着用させてください。
終了	<ul style="list-style-type: none">・ライフセーバーは要救助者に直接接触した自身の体表をよく洗い、新しいディ スポーザブル手袋と交換してください。・使用した救助資器材を消毒^{※1}してください。・必要に応じて、飛沫暴露含む、要救助者の体液などが付着したパトロールユ ニフォームを着替えてください。・ユニフォーム、目の防護具、マスク、ディスポーザブル手袋等の離脱時は、 感染暴露を起こしやすいことから、十分に注意してください。・飛沫暴露を含む体液などが付着してしまったユニフォーム、目の防護具、マ スク、ディスポーザブル手袋等を廃棄する場合は、医療用産業廃棄物として 処理しなければならない場合があります。廃棄の方法（専用容器を使用し、 医療用産業廃棄物処理業者に依頼する等）について県や市町村などに確認し てください。

2-2 Emergency Care 意識のない要救助者の救助

基本	Preventive Action と同様。
ボードレスキュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要救助者に接近し、意識がないことを確認したら、通常の方法で直ちに要救助者の手首をつかみ、ロールしてボードに乗せてください。 ・ <u>海上での呼吸の確認や吹き込みは行いません。</u> ・ 要救助者をボードに乗せたら直ちに浜に戻ってください。
チューブレスキュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要救助者に接近し、意識がないことを確認したら、通常の方法で直ちに要救助者にチューブを巻き付け、浮力を確保してください。 ・ <u>海上での呼吸の確認や吹き込みは行いません。</u> ・ チューブで要救助者を引っ張って直ちに浜に戻ってください。
IRB レスキュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ IRB上のドライバー、クルーと要救助者との間隔を十分とるように留意してください。 ・ 十分な感染防止対策ができないため、<u>IRB上でのCPRは行いません。</u>
PWC レスキュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ クルーはマスク、スイムゴーグルを着用の上、要救助者をスレッドに伏臥位（うつ伏せ）の状態にし、背後から覆い被さるようにして要救助者の身体を保持し搬送してください。
引継ぎ	Preventive Action と同様。
終了	Preventive Action と同様。

2-3 BLS 心肺蘇生

基本	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフセーバーは必ずサージカルマスクとディスポーザブル手袋、目の防護具（サングラス、ゴーグル等）を着用してください。 ・ 感染リスクを最小限にするため、最少人数のライフセーバーで対応してください。 ・ 可能な限り傷病者との直接的な接触は避けてください。 ・ 救急搬送する傷病者が新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、<u>119番通報時に新型コロナウイルス感染症の疑いがある傷病者であることを確実に伝達</u>してください。 ・ 関係者に搬送支援など依頼する場合は、サージカルマスク、ディスポーザブル手袋を渡し着用させてください。
反応の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者から 2 m 程度離れた位置から声を掛け、次に近づき、肩を叩いて意識を確認してください。
心肺停止の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>呼吸による口や胸の動きと脈拍の触知で確認してください。</u> ・ 傷病者の口元に顔を近づけた呼気の観察は行いません。
CPRの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>胸骨圧迫のみで心肺蘇生を行うことを基本とします（ハンズオンリーCPR、人工呼吸は行いません）。</u> ・ <u>胸骨圧迫前に傷病者の口と鼻を衣類やタオル等で覆い、極力エアロゾルの拡散を防いでください。</u> サージカルマスクも有効ですが、傷病者への着用の際の感染防止に十分注意してください。 ・ 胸骨圧迫開始前に傷病者の頭部の近くに人がいないことを確認してください。 ・ 次の場合には、心肺停止傷病者に対して、胸骨圧迫と人工呼吸による心肺蘇生を行えるものとします。

	<p>1) 低リスクの心肺蘇生であること。 2) 心肺停止傷病者が小児（15歳以下）であること。</p> <p>この場合の人工呼吸は以下の方法で行ってください。</p> <p>a) マウスとマスクによる人工呼吸（フィルター付きポケットマスクと頭部ストラップを使用） b) 2人のレスキューーによるHEPAフィルターを用いたBVMによる人工呼吸</p> <p>いずれの方法もマスクフィットを確実に行ってください。ポケットマスクのフィルターと一方向弁のパーツは再利用せず毎回廃棄してください。バックバルブマスクによる人工呼吸は、JLAでは取り扱いに熟練した者が2名以上いる場合に限りその使用を推奨しています。熟練者が2名以上いない場合はポケットマスクを用いた人工呼吸を行ってください。</p> <p><u>これらの方法で人工呼吸を行えない場合は、胸骨圧迫のみで心肺蘇生を行ってください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海浜等でCPRを実施する場合は、風（風速、風向）に注意してエアロゾル拡散防止に努めてください。 ・ 口腔内の異物除去は、必ずディスポーザブル手袋を着用して行ってください。異物除去の際、傷病者の気道分泌液、体液等の接触には特に注意してください。万一、気道分泌液、体液等に触れてしまった場合は、その都度、接触した体表等を次亜塩素酸ナトリウム（0.5%）等で消毒し、新しいディスポーザブル手袋と交換してください。ただし、ライフセーバーの人数が少なく、この行為によって胸骨圧迫中断時間が長くなってしまう場合は、異物除去を行わず胸骨圧迫を続けてください。 ・ 実施場所が屋内の場合は、窓を開け、換気扇等を使用して室内の換気を行ってください。
AEDの使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常と同様に直ちにAEDを使用してください。
救急隊への引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者記録票に必要事項を記入して救急隊に渡してください。 ・ 傷病者が新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合は、その旨を可能な限り早期に救急隊に伝達してください。
終了	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフセーバーは要救助者に直接接触した自身の体表をよく洗い、傷病者対応時のマスクとディスポーザブル手袋を次亜塩素酸ナトリウム（0.5%）等で消毒し、新しいディスポーザブル手袋と交換してください。 ・ 使用した救助資器材を消毒※1してください。 ・ 必要に応じて飛沫暴露含む、要救助者の体液などが付着したパトロールユニフォームを着替えてください。 ・ ユニフォーム、目の防護具、マスク、ディスポーザブル手袋等の離脱時は、感染暴露を起こしやすいことから、十分に注意してください。 ・ 飛沫暴露を含む体液などが付着してしまったユニフォーム、目の防護具、マスク、ディスポーザブル手袋等を廃棄する場合は、医療用産業廃棄物として処理しなければならない場合があります。廃棄の方法（専用容器を使用し、医療用産業廃棄物処理業者に依頼する等）について県や市町村などに確認してください。

2-4 First Aid 応急手当

基本	BLSと同様。
傷病の観察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者から2m程度離れた位置から症状を確認してください。
応急手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り傷病者の顔に近づかず、手当を行ってください。 ・ 傷病者にサージカルマスクを着用させてください。

救急隊への引継ぎ	・ 傷病者記録票に必要事項を記入して救急隊に渡すとともに、傷病者が新型コロナウイルス感染症の患者若しくは感染の疑いのある傷病者であることを確実に救急隊に伝達してください。
終了	BLS と同様。

※1 消毒；設備や各資器材の消毒は、金属部分については消毒用エタノールで清拭し、その他の部分については次亜塩素酸ナトリウム 0.05 %（汚染部分は 0.5 %）で清拭する。

参考資料

一般社団法人日本蘇生協議会；ILCOR COSTR 心停止傷病者から救助者へのCOVID-19 感染リスク，令和2年4月14日．<https://www.japanresuscitationcouncil.org/ilcor国際コンセンサス-covid-19関係/>

一般社団法人日本臨床救急学会；新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う心肺停止傷病者への対応について（消防機関による対応ガイドライン），令和2年4月27日，https://jsem.me/news/post_3.html

国際蘇生連絡委員会（ILCOR）；COVID-19：Practical Guidance for Implementation，<https://www.ilcor.org/covid-19>

アメリカ心臓協会（AHA）；Interim CPR guidelines address challenges of providing resuscitation during COVID-19 pandemic，https://newsroom.heart.org/news/interim-cpr-guidelines-address-challenges-of-providing-resuscitation-during-covid-19-pandemic?fbclid=IwAR0-1K1osNsb_m_h1DBC36KixeNoXhXiCsdZXgJtT-toy5-dJ3UJHWFBCnc

厚生労働省；新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた市民による救急蘇生法について（指針），令和2年5月21日，<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022.html>

The International Life Saving Federation；IDRA-ILS-IMRF joint Position Statement: Resuscitation of the drowned person in the era of COVID-19 disease, 5th June 2020，<https://www.ilsf.org/2020/06/05/idra-ils-imrf-joint-position-statement-resuscitation-of-the-drowned-person-in-the-era-of-covid-19-disease/>